

「ボートレース電話投票制度指定普通預金特約」 改定のお知らせ

<改定内容> 項番7に解約条項を追加し改定前7条・8条を1つ繰り下げ。
<規定改定> 2024年10月18日（金）

新

電話投票制度指定普通預金特約

- 電話投票制度専用指定普通預金口座（以下「指定口座」という）は投票券購入代金等の引き落としを目的とする口座であることを確認し、普通預金規定及びキャッシュカード規定にかかわらず、現金の払戻請求はいたしません。
- 収納者から、私が支払うべき投票券購入代金等に関する口座振替請求書（以下「請求書等」という）が貴行に送付されたときは、私に通知することなく、請求書等に記載された振替日に請求書に記載された金額を指定口座から引き落としのうえ、お支払いください。
- 預金の引き落としにあたっては、普通預金規定にかかわらず、普通預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。
- 振替日において請求書等に記載された金額が指定口座から払い戻しすることのできる金額をこえるときは、私に通知することなく、請求書等を返却してもさしつかえありません。
- 収納者より、指定口座の残高について照会があった場合、私に通知することなく回答されてさしつかえありません。
- 取り扱いの中止または指定口座の解約は、収納者から貴行に対し電話投票に関する約定解除の通知がなされるまで依頼いたしません。なお、通知後に取り扱いの中止または指定口座の解約を依頼する場合は書面により貴行にお届けいたします。
- ボートレースの電話投票制度の終了に伴い、当該制度の終了日以降、貴行が私に通知することなく、ボートレース用の指定口座を解約してもさしつかえありません。解約金は、指定口座と同時に開設した入出金総合口座に入金してください。**
- この預金口座について、仮に紛議が生じても、貴行の責によるものを除き、貴行にはご迷惑をかけません。
- 郵便不着等で通帳等が私あてに届かない場合は、私に通知することなくこの普通預金を解約してください。

旧

電話投票制度指定普通預金特約

- 電話投票制度専用指定普通預金口座（以下「指定口座」という）は投票券購入代金等の引き落としを目的とする口座であることを確認し、普通預金規定及びキャッシュカード規定にかかわらず、現金の払戻請求はいたしません。
- 収納者から、私が支払うべき投票券購入代金等に関する口座振替請求書（以下「請求書等」という）が貴行に送付されたときは、私に通知することなく、請求書等に記載された振替日に請求書に記載された金額を指定口座から引き落としのうえ、お支払いください。
- 預金の引き落としにあたっては、普通預金規定にかかわらず、普通預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。
- 振替日において請求書等に記載された金額が指定口座から払い戻しすることのできる金額をこえるときは、私に通知することなく、請求書等を返却してもさしつかえありません。
- 収納者より、指定口座の残高について照会があった場合、私に通知することなく回答されてさしつかえありません。
- 取り扱いの中止または指定口座の解約は、収納者から貴行に対し電話投票に関する約定解除の通知がなされるまで依頼いたしません。なお、通知後に取り扱いの中止または指定口座の解約を依頼する場合は書面により貴行にお届けいたします。
- この預金口座について、仮に紛議が生じても、貴行の責によるものを除き、貴行にはご迷惑をかけません。
- 郵便不着等で通帳等が私あてに届かない場合は、私に通知することなくこの普通預金を解約してください。